

特許法
第1条
施行日未収録
(原達 昭和34年法律第121号)

特許法
第1条
昭和34年 4月13日 法律第121号
施行: 施行日未収録
改正: なし

[改正沿革](#)[公布文等](#)[目次](#)

本則

第一章 総則

[第1条 \(目的\)](#)[第2条 \(定義\)](#)[第3条 \(期間の計算\)](#)[第4条 \(期間の延長等\)](#)[第5条](#)[第6条 \(法人でない社団等の手続をする能力\)](#)[第7条 \(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力\)](#)[第8条 \(在外者の特許管理人\)](#)[第9条 \(代理権の範囲\)](#)[第10条](#)[第11条 \(代理権の不消滅\)](#)[第12条 \(代理人の個別代理\)](#)[第13条 \(代理人の改任等\)](#)[第14条 \(複数当事者の相互代表\)](#)[第15条 \(在外者の裁判籍\)](#)[第16条 \(手続をする能力がない場合の追認\)](#)[第17条 \(手続の補正\)](#)[第17条の2 \(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正\)](#)[第17条の3 \(要約書の補正\)](#)[第17条の4 \(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正\)](#)[第18条 \(手続の却下\)](#)[第18条の2 \(不適法な手続の却下\)](#)[第19条 \(願書等の提出の効力発生時期\)](#)[第20条 \(手続の効力の承継\)](#)[第21条 \(手続の続行\)](#)[第22条 \(手続の中断又は中止\)](#)[第23条](#)[第24条](#)[第25条 \(外国人の権利の享有\)](#)[第26条 \(条約の効力\)](#)[第27条 \(特許原簿への登録\)](#)

(目的)

第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。